

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針（案）について

1 これまでの経過

県では、「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例（平成28年3月施行）」に基づき、「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針（期間：平成29年度～令和3年度）」を策定し、施策の推進に取り組んでまいりました。

今年度末で現行の基本的な指針の期間が終了することから、令和4年度から令和8年度の5年間を対象とする次期指針の策定を進めているところ。

策定にあたっては、地場産業組合や伝統的工芸品事業者等へのヒアリング調査により実態を把握するとともに、関係者からなる「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策推進協議会」（以下「協議会」）からの意見聴取や、12月から1月にかけて県民政策コメントを実施しました。これらの結果等を踏まえ、指針（案）を取りまとめました。

2 策定経過

令和3年5月19日	厚生・産業常任委員会（基本指針の策定について）
6月～10月	ヒアリング等の実施
9月1日	協議会（基本指針の策定について）
11月10日	厚生・産業常任委員会（基本指針（骨子案）について）
11月26日	協議会（基本指針（原案）について）
12月14日	厚生・産業常任委員会（基本指針（原案）について）
12月27日	県民政策コメント（1か月間）
令和4年3月8日	厚生・産業常任委員会（基本指針（案）について）
3月23日	協議会（基本指針（案）について）
3月下旬	基本指針の策定・公表